

食 品 安 全 委 員 会 第 118 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 11 月 2 日（水） 14:00 ～ 15:26

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・普通肥料 2 品目に関する食品健康影響評価について

「けい酸加里肥料」の公定規格の変更

「熔成けい酸加里肥料」の公定規格の変更

（２）農薬専門調査会における審議状況について

・「オリサストロビン」に係る食品健康影響評価に関する意見・情報の
募集について

（３）プリオン専門調査会における審議状況について

・「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する
場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの
同等性」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見
・情報の募集について

（４）食品安全委員会の 10 月の運営について（報告）

（５）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（10 月分）について

（６）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、坂本委員、中村委員、見上委員

（専門委員）

吉川プリオン専門調査会座長

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長

5．配布資料

- 資料 1 普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 農薬専門調査会における審議状況について
- 資料 3 プリオン専門調査会における審議状況について
- 資料 4 食品安全委員会の 10 月の運営について（報告）
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（10 月分）について

6．議事内容

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第 118 回会合を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席でございます。

また、本日は「プリオン専門調査会」の吉川座長にも御出席いただいております。どうもありがとうございます。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 5 点でございます。

資料 1 が「普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「プリオン専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「食品安全委員会の 10 月の運営について（報告）」。

資料 5 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（10 月分）について」であります。

皆様お手元に資料ございますね。

それでは、本日の会議全体のスケジュールでございますが、お手元の資料の「食品安全委員会（第 118 回）議事次第」を御覧ください。

この議事次第では「普通肥料 2 品目に関する食品健康影響評価について」が最初になっておりますけれども、本日出席いただいております吉川座長のこの後の御都合もあるようですので、順序を変えまして、「（3）プリオン専門調査会における審議状況について」を最初の議題としたいと思います。

それでは、議題に入らせていただきます。

「プリオン専門調査会における審議状況について」、プリオン専門調査会の吉川座長が

ら御説明をお願いいたします。

○吉川座長 午後の都合がありまして、済みません。順番を変更していただいております。ありがとうございます。

御存じのように、プリオン専門調査会として、資料3を開けていただきたいと思いますけれども、米国及びカナダの輸出プログラムによって処理された牛肉あるいはその内臓等を国内で処理・流通されている食肉・内臓等についてのリスクに差があるか、あるいは同等かという問いを受けて、半年近く議論をしてきたわけですが、審議の経緯については、3ページのところに17年5月24日にそういう諮問、正確には「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムによる」と書いてありますけれども、リスクの同等性について評価してくれという諮問を受けまして、5月26日の食品安全委員会で諮問を受けた後、調査会にかける前の委員会があります。その辺の経緯について後で詳しく説明します。

実際に調査会は5月31日から10月31日まで、約半年間にわたってリスク分析を行ってきました。一応前回、10月31日のプリオン専門調査会で評価の結論に達して、専門委員としてこういう結論でいこうというコンセンサスが得られましたので、本日、第118回の食品安全委員会に報告するというところでございます。

ページには食品安全委員会とプリオン専門調査会の専門委員の名簿が載っております。概要、かなり長いものですから、簡単に内容について説明したいと思いますけれども、5ページの「はじめに」というところで経緯を書いてありますけれども、食品安全委員会が諮問を受けた後、調査会にかけるに当たって、そこにあるように3つの項目について約束をしたというか、1つは、今後プリオン専門調査会において諮問の経緯、内容、及び諮問事項についての考え方を説明する。専門調査会からの求めに応じて、必要な資料の追加提供するように努力すること。

日本向け牛肉等に係る管理措置の遵守の確認について、管理機関としての責任を持つ。その上で評価を進めるという取決めになって、調査会に下りてきたということです。

調査会に下りてきた後、これまでの調査会の経緯を含めて、リスク管理機関とリスク評価機関の在り方、それから今回諮問事項に対していろいろな委員の中にも、外にも消費者の間にもいろんな意見がありましたので、その点をはっきりさせてから審議に入ということで、「本諮問の背景と経緯について」というところを書いてありますけれども、リスク管理機関からの諮問に至るまでの経緯と、その趣旨、その見解等についてまず答えてくれということで審議がありました。そこに管理機関から来た項目でこれまでの経緯ということで、カナダが2003年5月21日、米国で2003年12月24日、それぞれの国でBSEが

発見された時点で厚生労働省、農林水産省が即日輸入禁止措置というのを暫定的に取ったわけですが、当然国際的な規約に基づいて緊急措置を取った後については、客観的な危険評価のための必要な追加情報を得て、再検討するというふうに国際規範に書かれているわけで、そのために諮問をしたのであるという大きな背景になっているわけですが、実際その間の経緯について輸入再開に向けた日米協議、日カ協議を巡る具体的な経緯、その辺りが細かく書かれています。

そういう再開に向けた臨時措置を取った後の局長級協議を含めて、専門家の会議、あるいは視察団の報告といったような経緯があるわけですが、そういうものを含めて5月24日に、SRMは全月齢の牛から除去されること、牛肉等は固体月齢証明等を通じて20か月齢以下という証明をされた牛についてリスク評価をしてくれ、あるいは日本のリスクとの比較をしてくれという格好で諮問が来たわけです。

諮問の趣旨について、今回の諮問に至るまでのことについてもどういう趣旨であったかということをもう一回ここで問われております。国内対策の見直しについてどういうふうに考えるか。諮問についての基本的な考え方、諮問に対して答申をもらった後でのリスク管理の対応についての考え方というようなことをそれぞれの項目についてリスク管理側から明らかにしてもらったということです。

特にリスク管理対応についての考え方は、輸入を再開する場合であっても、厚生労働省及び農林水産省は現地査察を実施して、日本向け牛肉等の輸出プログラムが適切に機能しているか確認すること。答申を受けた後、米国産及びカナダ産の輸入再開の可否について独自に判断して、その内容についてリスクコミュニケーション等を通じて国民に対して説明責任を果たすと書かれています。

そういう経緯を経た上でリスク分析を始めたわけですが、基本方針として結論のところにも響いてきますけれども、十分なデータが国内に比べて得られにくいだろうという点で、評価するときにもそれなりにリスクで評価するという不明な点があるという部分は日本の場合もあるわけです。基本的にできる限り定量的に評価した上で、不明確な部分を含めて定性的に評価するという方法を国内では使ったんですが、米国・カナダについては、定量的評価は多分困難であるだろうという想定で基本的に定性的評価という格好になります。できる限りデータについては科学性を重んじて数字のわかるものについては数字で出して評価するという方針です。

もう一つは、不確実性が多いということを含めて、前回もそうでしたけれども、基本的には楽観的なシナリオよりは悲観的なシナリオを基本に置いて評価するという方針で臨み

ました。

図 1 は国内でも使ったものとほぼ同じリスク評価モデル、これは大きく生体牛が持っているリスクです。

その牛がと畜場に来てプロセスを踏むわけですが、そういうプロセスを経て最終的に牛肉等に加工作されたときに残るリスクという 2 つを含めた総合評価という格好で米国・カナダの輸出プログラムによる牛肉等と日本の牛肉等とのリスクの比較をするという方針で分析をしてきました。

以下、それぞれの評価項目の各論ですが、生体牛のレベルでは、第一に侵入リスクがあります。これに関しては、それぞれの国がいつどのくらい汚染国から牛を輸入したか。メインはイギリスからになりますけれども、ヨーロッパから輸入している場合は当時の汚染量を考えて、その 100 分の 1 という数値を入れて計算しております。

結論になりますけれども、輸入総数から考えれば、10 ページの第 1 段落になりますけれども、カナダの場合は輸入生体牛による侵入リスクは日本の約 4 倍から 6 倍、アメリカの場合は、9 ページの真ん中辺ですが、楽観的には 1.5 倍、悲観的には 7 倍くらいになるだろうというのが生体牛の輸入から持つ絶対的なリスクということになります。

肉骨粉も同様に危険な時期、英国、あるいはヨーロッパその他の国からどのくらいの輸入があったかということで、同じように比較しております。米国の場合は肉骨粉に関しては、わかった範囲では日本の約 12 分の 1 から 47 分の 1、カナダの場合は実質上ほとんどリスクの対象になるものがないということで、5,100 分の 1 という数字になっています。

同様に、動物性油脂の輸入という点で比較をしますと、これも日本の方が高い格好になりますけれども、米国は日本の約 2 分の 1、カナダは日本の約 12 分の 1 以下というような導入リスクになります。

その次に米国・カナダ・日本の侵入リスクというのはどのくらいのレベルにあるかというのが 1 項目加えておりますけれども、このリスク評価の対象としたイギリス、ヨーロッパの高汚染国の場合は、生体牛の輸入量としても肉骨粉の輸入量としても、我々がここで分析対象とした国々から見ると、それぞれ 10 倍から 100 倍の以上のリスクを負っている。そういう意味で言えば生体牛についても肉骨粉の輸入についても、それぞれ 10 分の 1 から 100 分の 1 の汚染を受けた国々と考えることが妥当だろうということがそこに書いてあります。

そういう格好で侵入リスクを受けたわけですが、実際にはそれで止まるわけではないので、それを国内で再利用している場合には、それぞれの国の牛の暴露と増幅のリス

クというものがあるわけですが、放っておけば増えるわけですが、飼料規制をすればそれが減少するというのはヨーロッパもどこの国も一定の傾向があるわけで、米国・カナダについても、97年8月に法律で動物性由来たんぱく質の反芻動物への給与を禁止する措置を問ったので、日本が96年4月に通達で出したと同様のレベルの減少に向かっただろうということが最初のところで考察をしています。

日本に使ったと同じルールで考えれば、97年のピーク時を考えて3年で2分の1に減少するということを考えれば、恐らく全体数としては4分の1くらいまで、あるいはそれ以下に下がってきているだろう。ただ、それは全体であって、各論で言えばそれに対しての遵守状況と交差汚染の可能性というものを含めて考えなければならない。日本は2001年に完全規制をするまではアメリカの今の状態と似た状態にあったわけですが、2001年10月以降、完全飼料の規制をやりました。米国の場合は現在も完全規制には至っていないということで、交差汚染の可能性があるということと、その次の項目のSRMの利用が現在も続いているということで、最後の2001年以降、日本がかなり急速に汚染を減らしてきたのに対して、米国はそういう意味では、それまでの低減と同程度の減少で来ている。そこに最後の差が開いているということが考察されています。

そのほか後で追加の項目として、日本にはないけれども、米国・カナダにある動物の伝達性海綿脳症として伝達性ミンク脳症、TMEとCWDが今回のリスク評価の中で問題とすべきかどうかという意見がありまして、ここで分析をしております。ミンク脳症について流行そのものも非常に規模が限定しているし回数も少ない。また、97年から反芻動物の飼料としての利用を禁止しているということがあって、ここで評価をする対象となる20か月齢以下ではリスクとしてほとんど考えなくてもいいという結論です。

シカの慢性消耗病についても、米国ではシカの流行としてはそれなりに広範囲になって問題を起こしているけれども、牛への伝播実験、あるいはヒトへの伝達性ということに関して、計画な情報が現在、完全に得られているというわけではないけれども、直接関与するというデータもないということで、先ほどと同じように97年以来、レンダリングの持ち込みを禁止しているということで、リスクとしてはそれほどシナリオの中に入れて評価をしなくてもいいという結論になっているかと思います。

BSEの暴露増幅シナリオモデルというのが1項目、分析とは別に書いてありますけれども、これは先ほど言ったように、SRMを交差汚染ともし回転させるというリスクを考えると、全体として規制の中で減少はしているけれども、局所的には、あるいは散発的には回転が成り立つという1つの危惧するモデルを注意事項として書いてあります。

それから、2.3では、そういう格好で上流から分析してきたものに対して実際に米国もカナダもサーベイランスをしたわけで、その実証データから考えてみようというのが2.3になります。表1と表2にアメリカとカナダのそれぞれのサーベイランスのデータが記載されております。

日本のサーベイランスをそこに復習して書いてありますけれども、実際にサーベイランスを行うに当たってのサンプリングの方法、採材、検査方法、確認検査、その判定会議に至るまで日米、あるいはカナダで、どういう点が共通で、どういう点に差があるかといったことが書いてあります。

総じて日本はプリオンに対する研究も進んでいたこともありまして、検査方法その他についてもかなり先進的であるのに対して、米国・カナダはややそれに劣っているという全体的にはそういうことになるかと思えます。

サーベイランスのデータについて、得られたデータから全体を読むという格好で外挿を試みたものが21ページ、22ページに書いてあります。絶対量で見ればカナダ・米国は日本より感染頭数が多い可能性があるわけですが、感染割合という格好で100万頭当たりという格好で見ると、日本とカナダが大体同等のレベルで、米国は飼育規模が非常に大きいということもあって、日本・カナダよりは少し低いのではないかなというようなことがサーベイランスの方から外挿したデータとして得られております。

それらのことを2.4の「生体牛リスクの総括」ということでまとめてあります。

3.からは生体牛の方ではなくて、と畜場に来た後の処理過程を含めた牛の肉及び内臓の汚染率、汚染量という格好でリスク評価をしております。最初に「と畜対象の比較」ということで、月齢確認、特にA40の問題が書かれております。カナダは別ですが、米国の場合は出生証明以外に枝肉の規格によって20か月齢以下というものを判定するグループがあるということで、これは既に実験データがありまして、2004年11月、4,500頭を使ったデータがあって、統計的に解析すれば99%の信頼度で1.92%以下、追加実験を含めれば0.95%以下ということで、これは具体的にどういうことになるのかということが、次に書いてありますけれども、90%を占める2,510万頭が年間に処理される若齢牛と考えれば、その10%をA40で読むということになると、251万頭で、そのうち統計的に推察された2%、あるいは1%以下が20か月を超えということを考えれば、それは年間48,000から24,000頭ということになりますけれども、感染割合を考えると、100万頭に1頭以下ということを考えれば、若齢牛で感染したものが入ってくる確率というのは、20年に1回か、あるいは追跡報告の値を用いれば40年に1回かということで、実質上のリスクは

非常に低いと考えられるということです。

カナダの場合は、月齢証明がありますから、20 か月齢以下を枝肉で評価するということはありません。

と畜頭数、年齢、種類については、それぞれの国でかなり当数も違えばと畜場に来る月齢も違う。また種類も違う。本来そういうことを全部含めて評価するということをする必要がありますけれども、基本的にはそこに書いてあるように、乳用経産牛に比べて若齢牛はリスクが低いだろう。

乳用種に比べて肉用種はリスクが低いといったことを加味して、評価する必要性があるということが書いてあります。

実際にと畜場に来てからのプロセスの比較があります。1 つはと畜前検査ということで、歩行困難牛とか異常牛をここで省くわけですがけれども、これについては日本と米国・カナダで検査員の数その他に差があるということで、同等ではないわけですがけれども、日本の場合は単純計算すれば 80 秒、米国の場合は 12 秒くらいになる。その差がどれだけのリスクを、今度のプログラムに対して及ぼすかということがそこに考察してありますけれども、実際 20 か月齢以下で発症するということは現状では極めて低いということで、実質上輸出規制のプログラムに乗ったもので発症牛が見逃されて入ってくるということは考えにくいという結論になっております。

その他、と畜場での B S E 検査について、日本は行っていますけれども、米国・カナダは事実行っていない。

スタンニングは大体どちらも同じような方法でやっている。

ピッシングについては、米国・カナダは法律で禁止をしているわけですがけれども、日本は現在も 80% 近くがピッシングを受けているので、これに関してはむしろ日本の方のリスクが高いと。

S R M の除去については、後の附帯事項にもありますけれども、確認を含めて日本の場合は獣医師が立ち会って目視で検査している。米国カナダの場合は、獣医師を含むけれども、食肉検査官が目視によって除去を確認しているという多少の違いがあるということが書いてあります。

日本の場合は脊髄吸引装置を導入するに当たって、目視検査の確認を厚生労働省の研究班がグリア細胞のマーカーを使ってあるかないかということを確認した成績があるという、米国・カナダではこういった報告はないということですがけれども、実際には主要なパッカーでは脊髄を除去した後、更に枝肉に対して 5、6 回以上の洗浄をして確認をしていると

ということが書かれております。

S S O P と H A C C P については、日本は基本的に S S O P で手順を文書化して対応しておりますし、米国・カナダは S S O P と H A C C P の両方を決めて管理をしているということです。

米国の方は実際コンプライアンスに対して遵守状況についての調査と、その報告と改善の措置についての報告がありますけれども、我が国については、そういう報告がなされていないといったことも書かれております。

結果として、食肉等のリスク評価ですけれども、B S E の体内プリオン、体内分布、これはこの前の審議のところで追加になりましたけれども、現状わかっていることを幾つか書かれております。英国でのその後の追加実験で回腸遠位部を、一番感受性のいい牛の脳に摂取した場合は発症するけれども、現状、筋肉の脳内摂取ではまだ発症していないということ。

しかし、日本もそうですけれども、ドイツを含めて末期の高リスク牛の場合には、抹消神経のつながる筋肉中でも見つかることがあるということ。

それから、徐々に汚染が低くなるにしたがって、かつて英国で見られたような 20 か月齢という若い例が 1 例出ているわけですが、ヨーロッパのデータでは 2004 年で一番若いのが 49 か月、2005 年でも 38 か月齢が一番若いという格好で、汚染量に応じて発症年齢が延びているということも考慮する必要があるといったことが書いてあります。

「食肉及び先進的機械回収肉 (A M R) 」について、実際 30 か月とそれ以下の分離の仕方。それから実際には輸出プログラムは 20 か月と 21 か月以上という分けになるわけですが、どのような措置を取るかということ。具体的な管理措置については、これから多分、厚生労働省が詰めることになるかと思えますけれども、そういった混乱が起こらないような措置、あるいは対応を取る必要があるということ。

先進的機械回収肉については、輸出プログラムから外れているので、特に評価しておりません。

内臓については、これまでわかっていることで回腸遠位部については、感染性等、証明されているけれども、それ以外の小腸部位については、プリオンの蓄積、その他は認められていないという成績結果が書かれております。

舌についても、特に舌扁桃については、米国・カナダともに写真を用いたマニュアルで手順上除くということになっている。

A 40 の場合は、内臓と枝肉が切り離された後で判定されるということで、特別の措置を

とらない限りは、A40の判定で内臓を輸出するということとはできない。しかし、内臓と枝肉を対応して識別管理する場合には、可能であるということです。

それを総括して3、4にまとめて集約されて書かれております。

前半の生体牛と後半の管理措置を含めた評価として結論に至るわけですが、今、説明したようにかなり長い分析なので、結論のためにという項目を設けた方がいいということで、そこでもう一回輸出プログラムを評価した上での結論に至るためのまとめがあります。今回の対象というものは日本の場合には2001年以前に生まれた4歳以上の牛群も含んで評価するという格好になりますし、米国・カナダの場合は2004年以降に生まれた牛ということになるので、そういう意味ではリスク評価の対象の範囲がそれぞれのグループで違うということを最初に述べております。

アメリカ・カナダの牛を全部輸入するわけではないので、上限を持って輸入される格好になりますけれども、そうすると、絶対評価ではなくて、感染の割合ということが問題になります。その辺が2番目で書いてあるわけで、背景リスクから考えて、汚染の割合というものを考えると、日本とカナダがほぼ同程度で、サーベイランスの方ではかなり低く出ますけれども、検査の項目で言ったように、それほど信頼性が高くないということで、侵入リスクの方から悲観的なシナリオをとると、100万頭当たり2ないし3頭ということになります。それが表にまとめてありますけれども、米国・カナダは20か月齢以下、日本は全月齢。と畜対象頭数は2,500万頭、360万頭、130万頭と大きく異なっているわけですが、100万頭当たりは、そこにあるように米国が2～3頭、カナダが5～6頭、日本も5～6頭くらいかと。

感染量に関してですけれども、20か月齢以下ということを考えれば、そこに入ってくる感染量というのは検出限界かそれ以下であろう。日本の場合は、当然検出を超えるものがあるわけですが、これはスクリーニングで除かれるので、實際上検出限界以下の牛ということに至ります。

内臓のリスクレベルにつきましては、先ほどの復習になりますけれども、と畜前検査に差があるけれども、輸出プログラムというレベルで見れば、20か月齢以下のもので症状牛が見逃されるというリスクは非常に低い。ピッシングの場合は、日本の方のリスクが高いけれども、実際はスクリーニングをかけて陽性牛を排除するという格好でリスク回避をしている。

SRMについては、どちらも目視検査を基本にしているけれども、日本の場合は導入に当たって厚生労働省の研究班で研究をした実績があるけれども、米国・カナダはそういう

科学的証明はないということです。

実際には全月齢からSRMは除去されるということになっています。

HACCP、AMRは先ほど説明しました。

最終的に月齢確認で考えると、食肉に関しては、証明がつくものが米国の場合は約10%と考えれば250万頭、A40の判定を10%と考えれば、250万頭。カナダの場合月齢証明20%と考えれば、全と畜若齢の70万頭、日本は130万頭ということです。

内臓については、個体の同一性の証明ができなければ、10%に落ちますから、20か月齢証明だけで米国の場合は250万頭、カナダが70万頭という、4に書いてありますけれども、現時点で月齢判定方法を基準に考えると、輸入規模の上限というものは食については米国で500万、カナダで70万。内臓については、米国で250万頭、カナダでは70万頭というのが考えられる上限ではないかということです。

結論になりますけれども、大きく3つに分かれております。1つは、これまでの評価と違って、最初にも述べましたけれども、国外という状況のために基本的に情報不足ということがありまして、牛肉等のリスクに関して、カナダ・米国の場合、文書に書かれたものの原則を評価するということもありましたし、管理機関からの情報、専門委員からの補足説明というもので評価せざるを得なかったということが書いてあります。

したがって、不足な側面もあるわけで、もう一つ、今回の場合は輸出プログラムについても遵守されるという仮定で評価するという操作をしたということが書いてあります。

したがって、米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多い。

それから、管理措置の遵守という仮定を前提に評価するという2つの項目を入れたわけで、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性というふうに問われるならば、回答するということは困難であるというふうに書いてあります。

一方、リスク管理機関から提示された輸出プログラムが遵守されるという仮定を設けた上で、先ほど分析したように、各項目について科学的に分析すれば米国・カナダの牛に由来する牛肉と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉とのリスクレベルについては、そのリスク差は非常に小さいという答えになるということです。

しかし、これはそういう前提を置いたわけですから、その確認はリスク管理機関がしなければいけないし、当然前提が守られなければ評価結果は違ったものになってくるということです。

最後の段落で考慮した上で、リスク管理機関が輸入を再開するという措置をとった場合、評価側としては仮定を前提に評価をしたわけですから、管理機関から輸出プログラムの実

効性、遵守に関する検証結果の報告を受ける義務を持つということ。

また、管理機関は国民に報告する義務を負うというふうにまとめてあります。長い結論ですけれども、それだけ調査委員会としては苦渋の結論であったということです。

最後にいつもは「おわりに」ですけれども、今回は「結論への附帯事項」ということで、前半はやや責任の繰り返しになります。大きく3つの項目が書いてあります。

1つは、SRM除去についての心配。これが守られないと当然前提は大きく狂うわけで、そういう意味ではSRM除去に関して米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同様かどうかというのは、不明である。そのため脊髄除去の監視体制の強化を図る必要がある。

2点目はサーベイランスの問題で、今回輸出再開という興味もありまして、拡大サーベイランスをして、それをかなり利用して分析したわけですが、今後、米国の施策によって更に汚染が減少していくということであれば、本当にその有効性を見るには、十分なサーベイランスを継続しないと、次の評価ができないということで、最低限高リスク牛のすべてを対象とした継続的なサーベイランスが必要であるということを提言しております。

3番目、これも重要なことですが、何度も問題になったSRMの禁止をしない限り、回転する危険性は残り続けるということで、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性が残るわけで、他の動物への飼料の利用も禁止する必要があるということです。これに関しては、FDAがもう一回リスク措置についての公表をしているということで、早急にとられれば、それに越したことはないと思います。

そういった附帯事項を付けた上で、最後に輸入再開に踏み切ったとしても、管理措置の遵守が十分でない場合、幾つかの事例が書いてありますけれども、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要であるということで、分析を終えております。

長くなりまして、時間をオーバーしてしまいました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。また、これをつくられるに当たりまして、大変な努力を皆様、特に座長にはしていただきまして、どうもありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、どなたか御意見・御質問ございますでしょうか。

○寺尾委員 吉川座長には大変なお仕事をまとめていただきまして、どうもありがとうございました。

1つわからないんですけれども、一番後ろの6の「結論への附帯事項」というのがござ

いますね。この性格が私にはまだよく理解できないんですけれども、少なくとも結論ではない。結論との関係というのはどういう関係になるわけですか。

○吉川座長 これをどう扱うかというのは、あまり調査会でぎりぎり議論をしなかったんですけれども、結論は結論として、これが前提であるかないかという議論は一部ありましたけれども、決して前提であるとは考えておりません。

逆に言えばこういう3つの項目は非常に大事で、これを本当の意味で実行してくれないと、もし例えば何か次の評価をしと言われても、今回のような評価自身も不可能になってしまうんで、そういう意味では評価の結論をコンファームするに当たって、要望事項ではないけれども、やってくれないと困りますよねという感じで、やらなければ評価ができないということではない。そういう意味ではこれまでに得られたデータとして分析をしているんで、結論は結論としていいんですけれども、ただし、その結論を今後も適用していくに当たっては、こういうことに関しては実行してもらわないとその次は読めないという事態になってしまうかもしれないという、そういう扱いとして、結論に対する附帯事項なんだろうと思うんです。結論を実行させるというか、結論として有効性を持つために、こういうことをちゃんとやってもらえないと次にもし評価するような事態になったときには、今回でも苦しかったんですけれども、端的に言えば、もしこれで拡大サーベイランスをやめて、OIEのリストでごく少数の異常牛を調べて、それで済ますというような事態だと、この次にもし何かで再評価ということになったときには、多分責任を持って科学的に評価することは難しいという答えを出さなければならないのかもしれないという意味での附帯事項と考えていただければいいのかと思います。

○寺尾委員 これから先の問題と考えるとよろしいわけですね。

○吉川座長 今回評価するに当たっては、前提としたわけではないですけれども、これらの評価に対しては最低限そういうことをしていただきたいという附帯事項ととらえていただければと思います。

○寺尾委員 どうもありがとうございます。

○寺田委員長 ほかにどうぞ。

○中村委員 大変お疲れ様でした。大体都合がつく限りプリオン専門調査会にも出席させていただいて、議論を伺っておりましたので、この流れは承知しているんですけれども、1つだけ言葉の問題と言ってしまうとそれまでかもしれないんですけれども、同等性を諮問されて、評価は困難である。ただし、こうこうこういう条件であれば、リスクの差は非常に小さいという表現の、一時確かプリオン専門調査会でもそんな発言があって、管理機

関とやりとりされていた記憶があるんですけども、最終的にと言うと変ですけども、座長の認識はどういうふうに受け取ったらよろしいですか。

○吉川座長　ずっと経緯を考えてみると、管理機関そのものも同等性について随分変わってきたと思うんです。1頭目が出たときは、あれは明らかに全頭検査を含めて管理の同等性を問うたと思うんです。それについては途中から大臣以下、管理の同等性について問うものではないというふうに趣旨が変わって、リスクの同等性、ないしは科学的リスクの同等性という言葉に変わってきたと思うんですけども、あそこの経緯でもあったように、本当に管理側としては科学的同等性を問うてきたのか。それともこういう条件で米国・カナダと日本というもののリスクに大きな差があるのかないのかということを知りたかったのか。最後までそれがよくわからないで、問うた方も答える方もかなり迷ってきたんだろうと思うんです。

だから、実際には管理措置を含めて、リスク評価の結果を見て、管理措置を含めて同等と管理側が判断するならば、そのコンプライアンスを含めて決断をすればいいのであって、科学的同等性まで責任を取らせるような評価をさせるのであれば、それに足るだけの、科学的データに足るだけの情報を出さない限りは、こういう結論にならざるを得ないのではないかという気がするんです。

ですから、何度もあそこが議論になったように実際の上乗せ規制のアクションプランとは、どんなものであり、それは具体的にどんな対象のときにどうする、それはどのくらい実効性があるのかないのかという議論が、国内のときにも同じようにあったと思うんです。そのときにはどういうふうな認可をして、どういう手続でどういう規制をして、例えば豚骨粉についてやった上で評価してくれというような問いかけであったのに対して、今回は最初から何か議論があったけれども、そのところは問わないでまるごと100%と考えて科学的に評価しろというのは、答える方としてみれば、そこに科学性ということを本当に使えるかという疑問はやはり分析の中で出ていると思うんです。

だから、全部を明らかにすることは無理としても、許容できる不明確なものという部分が科学性というところにあって、全部を丸ごと不明としてそれを前提に評価するということは、同等性という言葉で問われると困難であるということにならざるを得ないのかなという気がしてきて、最初にそういう議論を審議に入る前に管理側として問う同等性というレベルが何だったのかということを明らかにすべきだったかなということは、今ちょっと反省をしているんです。

分析する方の科学者としては、科学的、かつ中立に評価するというのがスタンドバイ

ントなんで、最後の段階でそういう条件を丸のみにしたままでの同等性評価というのは難しいというのが素直な答えなのではないか。

だからと言って、内容を見てもらえればわかるとおり、それぞれについての分析はすべてやってきたわけですから、本当に輸出プログラムそのものが完全に遵守できるなら、その差というのは非常に小さいと考えていいんじゃないか。

それも最後の議論にあったように、決して科学的ではないわけではなく、すべてわかる限り科学的に分析してきた結果ですから、そういう意味ではわかりにくい結論というか、答申になっているかもしれないけれども、ある意味では質問者の質問が本当に適切であったのか。あるいはそれを不明なまま答えようとした我々に責任があったのか、両方に責任があったのかもしれないんですけれども、そこをあまり飾らないで素直に書いてしまおうというのが、多分委員みんなの思いだったのであらうと思って、そのまま表現をしました。

○寺田委員長 ほかにございますか。

○小泉委員 座長として先生はすべての専門委員の先生方の御意見を盛り込もうとされて、非常に大変だったと思いますが、その結果、何か総花的な文章になっている感じがしないでもないなと思います。

私1つ申し上げたいのは、このたびはB S Eだけの評価ということで終わっているんじゃないかと。要するに、人への健康影響評価が1行でもなされていたらよかったんじゃないかなというふうに思います。

と言いますのは、今年の5月に出していただきました日本のB S Eのリスク健康影響評価に関しましては、ここに「検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響評価は非常に低いレベルの増加にとどまる」ときっちりと書かれているわけです。

ですから、このたびも、例えば日本の肉を食べるのと、アメリカ、カナダから輸入された肉・内臓等を食べるのとでは、リスクに差があったのかないのか。ヒトへの健康影響があったのかどうかということの一言があってもよかったんじゃないかと私は思います。

もう一つは、この報告書の流れなんですけど、参加して聞かせていただいていたんですが、どうも背景リスクの評価が非常に丁寧にされていて、どこからが、いわゆる諮問に対して上乘せプラン、プラス20か月齢以下という条件における肉・内臓の食品としての評価がどこから始まっているのかというのがわかりにくい気がいたします。

もう一つ申し上げたいのは、20か月以下について、本当に20か月かどうかということについて、一般の国民の方が非常に不安に思っておられるんです。だから、そういう意味と、もう一つは、E Uなどではいわゆる若齢牛の検出限界が次第に高齢化してきていると

か、2000年～2003年の間に4,100万頭やって、35か月未満が4頭しか出なかったとか、そういった状況の中で21月、23か月の我が国のBSEがどういう状況なのかということについて十分に検討することが非常に重要ではないかと思います。

何が言いたいかと言いますと、この21、23か月については、いわゆる国民の不安もあることなので、今どういう実験をされているのか、どういう投与方法でマウス何匹にされていて、今、何か月後にどういう症状があって、ネガティブデータでもよろしいですから、どういう結果が出ているのかということをして是非ともお知らせいただいて、検討していただきたいなということがあります。

もう一つは、すべて輸出プログラムという文言がありますが、3ページに向こうからの諮問では、米国は日本向け輸出プログラムと、カナダは国内規制及び国内向け輸出基準というふうに書いておりますので、この評価結果書を英文にするときにでも、カナダはカナダとしてちゃんと評価をやりましたということを正しい文言で書いた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○吉川座長 わかりました。最後の問題は量的にアメリカをやってからカナダをやるという格好でやりながら、最後までカナダも一緒になったので、そういう混乱があったかと思うんで、その字句に関しては英語に訳すときにはちゃんと正確を期してやりたいと思います。

その前、21、23か月に関しては、今回もそうですし、国内見直しのときにもあれをどう評価するかという問題はいつも引っかかってきていて、異常プリオンの蓄積が見られたことは事実だと思うんです。それが生物学的にどういうものであったのかというのは、できるだけ早い機会に動物衛生研究所から、親委員会でも、専門調査会でもいいので、途中経過であっても、正確な情報提供をいただきたいと私も考えております。

最初の人々のリスクに関しては、委員会が終わった後、メディアの説明では、よく説明して、よく考えてくれと。中間とりまとめで規制する前のSRMが取れた状況で、こういうリスクとして評価したし、国内見直しの後はそれよりも更に規制をこれだけ締めてきた現状での人へのリスクを評価して結果を出したわけで、今回その結果と合わせてどのレベルかということをやっているんだから、考えてみればわかるだろうという説明をしていて、確かに報告書の中には人への健康危害のリスクレベルについての報告を書き忘れてしまったというか、確かにそれについても、ある意味では議論を外してしまいましたけれども、最終的にはそのとおりで、人の健康被害に関してリスクレベルを比べるならば、現

在日本で流通しているものと、こういう条件が守られたという仮定で来るものとの差は非常に低いというのが結論であると思います。

○小泉委員 わかりました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

全体が非常に広範囲にやられて、かえってわかりにくい部分があるんですが、これは概要版とか、コミュニケーションの場でまたいろいろ考えてやりたいと思っております。そのときにまたいろいろ教えてください。

ほかにございますか。

では、本当にありがとうございました。

本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたしたいと思います。よろしゅうございますね。

次に「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。普通肥料2品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議・意見・情報の募集手続が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料1に基づいて御説明をしたいと思います。

「普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」ということで2品目、「けい酸加里肥料」の公定規格の変更と「熔成けい酸加里肥料」の公定規格の変更でございます。

一番後ろのページですけれども、参考というところをごらんいただきたいと思います。9月29日～10月26日まで、審議結果につきまして、意見・情報の募集を行いました。期間中に意見、あるいは情報はございませんでした。

したがって、この案ということで確定させていただきたいと思います。前回御説明をいたしましたので、内容について省略させていただきたいと思います。

○寺田委員長 当日配布資料という訂正事項のところ、これはどういう扱いになっていきますか。

○國枝評価課長 先ほどの資料3の部分の、先ほどプリオン専門調査会の座長から御説明がありましたけれども、その際に最終的な結論的部分とかで若干修正が入るということで、座長一任ということで、あと事務局で御意見をいただいて、訂正させていただいたものについて10月31日のたたき台の修正4次案からの変更事項を当日配布資料ということでまとめさせていただいたもので、ここに書いてあるような内容について、訂正をさせていただいております。

以上であります。

○寺田委員長 座長がいるときに言うべきで、ちょっと忘れましたが、これは座長からOKを取っているわけですね。

○國枝評価課長 了解をいただいております。

○寺田委員長 わかりました。元へ戻って、今の肥料・飼料等専門調査会ということですが、何か記載事項、あるいは説明に関しまして、質問とか御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、普通肥料2品目につきましては、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「適正に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる」ということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次は「農薬専門調査会における審議状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明をしたいと思います。「農薬専門調査会における審議状況について」ということで、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められた「オリサストロピン」に係る食品健康影響評価につきましては、平成17年10月12日に開催されました第37回農薬専門調査会において審議され、審議結果案がとりまとめられました。この審議結果案につきましては、幅広く国民に意見・情報を募った後に食品安全委員会の方に報告することとしたいと思っております。

募集期間としては、本日から11月29日、火曜日までの4週間ということでございます。

結論としましては、オリサストロピンの1日摂取許容量0.052mg/Kg体重/日と設定するということでございます。

めくっていただきまして、5ページを御覧いただきたいと思います。評価案について概略御説明をしたいと思います。

オリサストロピンはストロビルリン系の殺菌剤であり、ミトコンドリア内のチトクローム電子伝達系阻害による呼吸阻害により殺菌活性を示すものでございます。

日本が最初の登録申請国であり、他国では登録されておられません。

オリサストロピンは2002年11月にBASF・アグロ株式会社より農薬取締法に基づく登録申請がなされております。

25ページを御覧いただきたいと思います。

食品健康影響評価の総合評価でございますが、25 ページをかいつまんで御説明したいと思えます。

ラットを用いた動物体内の運命試験におきましては、組織内分布は胃、腸管、肝臓及び甲状腺で高かったが、組織内の放射線濃度は速やかに減少し、48 時間で投与量の 84.9 から 94.3% が排泄されております。

主要代謝経路はメチル基の脱メチル化及び水酸化、側鎖の酸化及び開裂、オキシムエーテル結合の開裂及びグルクロン酸抱合であると考えられた。

水稻を用いた植物体内運命試験も実施されております。

それから土壌中の運命試験も実施されており、水中での半減期は 6 日、土壌中では 294 ~ 318 日ということでございました。

ホルスタイン種の牛を用いた乳汁への移行性試験が実施されておりまして、乳汁への移行性はないものと考えられております。

水稻を用いて作物残留試験も実施されており、稲わら中の最大残留値は 1.68mg/Kg でございました。

下の方、こちらから急性、あるいは亜急性等の経口での毒性試験等が記載されております。

26 ページ、上の方になりますけれども、ラットの慢性毒性、発がん性の併合試験において、十二指腸腺がん及び腺腫、それから甲状腺のろ胞細胞腺腫が、また、マウスの発がん性試験で十二指腸腺がん、ここでは腺がん及び腺腫となっておりますが、「及び腺主」は削除していきたいと思えます。誤りでございます。それが認められております。

また、十二指腸がん、及び甲状腺がんにつきましては、その作用機作についての検討が加えられておりまして、十二指腸がんにつきましては、 Fe^{3+} へのキレートとか、あるいは鉄についてのトランスポーターの体内への取り込みへの阻害などから、鉄吸収性を持続させるために粘膜面積の拡大を行ったこと。あるいは直接の組織への刺激等などではないかというのが想定されております。

それから、甲状腺がんについては、肝臓において甲状腺ホルモンの代謝が変化したことによって、下垂体 - 甲状腺のネガティブフィードバックが活性化しまして、TSH 増加によるろ胞細胞への増殖刺激亢進が原因であるものと考えられております。

遺伝性試験につきましては、26 ページの後半になりますけれども、種々の試験が行われておりまして、これは 20 ページに表 17 がございます。これを御覧いただきたいと思えますけれども、染色体の異常試験で陽性反応が認められておりますが、再現性に問題がある

こと。陽性となる用量範囲が非常に狭いこと、及び十分高用量まで検討された *in vivo* の小核試験で陰性であったことから、生体にとって特に問題となるような遺伝毒性は発現しないものと考えております。

以上のようなことから、先ほどもお話ししましたように、十二指腸及び甲状腺主要のメカニズムについては、先ほど述べたような形が考えられており、また遺伝毒性においても、生体にとって問題となるような遺伝毒性がないことから、これらの腫瘍は非遺伝毒性のメカニズムであり、閾値が存在すると考えられております。

27 ページの上に表 26 ということで、各試験における無毒性量が記載されております。この結果、27 ページの下段を御覧いただきたいと思いますが、ラットを用いた 24 か月の慢性毒性 / 発がん性混餌投与試験における無毒性量 5.2mg/Kg 体重 / 日が無毒性量としては一番低く、安全係数を 100 と見まして、A D I については 0.052mg/Kg 体重 / 日としております。

先ほど御説明いたしました一番初めのページの裏ページにありますけれども、記載のよう形で 1 日の許容摂取量を設定いたしました。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、記載事項に関しまして、御意見などございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次に食品安全委員会の 10 月の運営につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料 4 に基づきまして、御報告を申し上げます。

まず食品安全委員会の開催状況でございます。

114 回会合が 10 月 6 日に開催されまして、添加物「L - アスコルビン酸カルシウム」について評価要請を受けて、厚生労働省から説明がありました。

また、農薬 2 品目につきまして、評価要請を受けて、厚生労働省から説明を受けました。

遺伝子組換え食品等 5 品目につきまして、評価要請を受け、厚生労働省から説明を受けました。

遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして、検討の結果、食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知しております。

9 月の運営報告、9 月分の「食の安全ダイアル」の報告がございました。

115 回会合が 10 月 13 日に開催されまして、遺伝子組換え食品（α - アミラーゼ L E 39 9）」につきまして、食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知しております。

また、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンに関する審議結果について、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

ポジティブリスト制度の導入に関しまして、厚生労働省からの説明を踏まえまして、調査審議をいたしております。

116 回会合が 10 月 20 日に開催されておりました、遺伝子組換え食品等 4 品目につきまして、評価要請を受け、農林水産省から説明を受けております。

また、動物用医薬品「マイコプラズマ・シノピエ凍結生ワクチン（MS 生ワクチン（NB I）」に関しまして、その評価結果を厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しております。

「L - アルギニン」に関する審議結果について、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

117 回会合は 10 月 27 日でございますが、農薬 3 品目につきまして、評価要請を受け、厚生労働省から説明を受けております。

遺伝子組換え食品等、これにつきまして評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果につきまして報告を受け、審議をしております。

また、食品安全モニターからの 9 月分の報告がございました。

続きまして、専門調査会の運営でございます。詳細は省かせていただきますが、まず「リスクコミュニケーション専門調査会」の 20 回会合が 10 月 17 日に開催されております。

「緊急時対応専門調査会」の 15 回が 10 月 27 日に開催されております。

また「農薬専門調査会」が非公開で開催ですが、10 月 12 日に開催されております。

「動物用医薬品専門調査会」、こちらは「肥料・飼料等専門調査会」との合同で 10 月 12 日に開催しております。

10 月 19 日には公開会合と非公開会合が続いてございました。

また「プリオン専門調査会」でございますが、10 月は 3 日と 24 日、31 日と 3 回開催されております。

「遺伝子組換え食品等専門調査会」ですが、10 月 19 日に公開で、10 月 19 日は非公開でも開催されております。

「肥料・飼料等専門調査会」が 10 月 12 日に「動物用医薬品専門調査会」と合同で開催されております。

意見交換会等の開催状況でございますが、10 月 11 日に「輸入食品の安全確保、残留農

薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会が山口市で開催されております。

また、10月31日、一昨日ですが、シンポジウムが開催されておりまして、「BSEはいかに種の壁を超えるか」ということで日本学術会議との共同で開催されております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか御意見などございますでしょうか。

ありませんか。

それでは、次に「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○吉岡勸告広報課長 それでは、資料5に基づいて御報告させていただきます。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた10月分の御質問等でございますが、100件ございました。うちBSEに関係する御意見、御質問、情報提供などが64件でございます。

内訳でございますが、食品安全委員会関係が13件、食品の安全性関係が71件、食品一般関係が16件ございました。

このうちお問い合わせの多い質問等ということで、Q&Aでホームページ等に掲載させていただいているものについてでございますが、まず問の方が「プリオン専門調査会で米国・カナダ産牛肉等の安全性についての審議結果（案）が取りまとめられましたが、審議の経緯及び審議結果（案）のポイントについて教えてください」。

これに対する答えでございますが、「食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省から、本年5月24日に米国及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓について、食品健康影響評価（リスク評価）の要請を受け、食品安全委員会の下に設置されているプリオン専門調査会において、10回にわたって、公正中立な立場から科学的な議論を尽くし、審議結果（案）が取りまとめられたところです」とさせていただきまして、両省からの諮問内容について、御説明し、これまでの審議経過について御説明をさせていただいております。

なお、2ページ、3行目でございますが、「今後、本審議結果（案）について、広く国民から意見・情報を募集することとしております」とペーパーでは書いておりますが、先ほど委員会で意見募集を行うことという御決定をいただきましたので、ホームページ掲載の際にはその時点で直させていただきたいと思っております。

次に「なお、主な評価項目は以下のとおりです」ということで、生体牛のリスク、牛肉及び牛の内臓のリスク等評価項目について御紹介した後、とりまとめられた審議結果（案）の結論部分ということで付論部分の第2パラグラフの部分を引用させていただいております。

す。

問の2番目でございますが、「大豆イソフラボンの食品健康影響評価について審議中ですが、審議の状況及びポイントについて教えてください」。

これに対する答えでございますが、大豆イソフラボンアグリコン等を含む食品については、平成16年1月及び5月に、リスク評価の要請があり、食品安全委員会新開発食品専門調査会で審議を行っているところでございまして、「平成17年4月28日の食品安全委員会において、専門調査会での審議結果が報告され、国民からの意見・情報の募集が行われ、その結果、さまざまな立場から数多くの御意見が寄せられたことから、6月14日の新開発食品専門調査会において評価書案の修正について検討を行い、更に、7月8日同専門調査会において、厚生労働省から大豆イソフラボンの摂取量について新たな疫学データ等の提出があったことから、引き続き十分な審議と評価書案の精査が必要とされ、現在、特に大豆イソフラボンが有するエストロジェン様作用の評価を中心に検討が進められているところです」とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項に関しまして、何か御意見、質問などございますか。

それでは、どうもありがとうございました。そのほかに何かございますか。

○小木津総務課長 特にありません。

○寺田委員長 それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。先ほども言いましたけれども、プリオンのことに関しましては、意見・情報の募集を始めるということを言いましたけれども、確認のためにもう一度言っておきます。

それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。

以上をもって食品安全委員会台118回の会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、11月10日木曜日14時から開催いたします。

なお、7日の月曜日、10時から「企画専門調査会」を公開で開催。

同じく7日、14時から「新開発食品専門調査会」を公開で開催。

9日水曜日、14時から「動物用医薬品専門調査会」を公開で開催。この「動物用医薬品専門調査会」は16時から非公開で開催いたします。

また、4日金曜日15時から、「食品に関するリスクコミュニケーション - BSEと牛肉の安全性」を東京の都市センターホールにて開催を予定していますので、お知らせ申し上げます。

どうもありがとうございました。